

沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 30 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、再生可能エネルギー発電事業に関し必要な事項を定めることにより、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本市における変化に富んだ個性的で美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境は、先人の長年の努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号の太陽光及び同項第 2 号の風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成行為を含む。）及び当該設備を使用して発電を行うことをいう。

- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (6) 工事施行者 再生可能エネルギー発電事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (7) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 近隣関係者 次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。）をいう。）を有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体であつて、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体

エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体

オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めるもの
（市の責務）

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における景観、自然環境及び市民の生活環境に十分配慮するとともに、近隣関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

2 事業者は、近隣関係者から再生可能エネルギー発電事業に関する苦情等があった場合は、近隣関係者の理解を得るため、誠実な対応をするよう努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、景観若しくは自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(抑制区域)

第8条 市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態を保全する必要があること。
- (2) 豊かな自然環境、優良な農地及び森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められること。
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (5) その他再生可能エネルギー発電事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(適用除外)

第9条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに掲げる再生可能エネルギー発電事業については、適用しない。

(1) 太陽光

ア 事業区域が1,000平方メートル未満の再生可能エネルギー発電事業

イ 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する再生可能エネルギー発電事業

(2) 風力 事業区域が1,000平方メートル未満、かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の再生可能エネルギー発電事業

(説明会の開催)

第10条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、次条第2項の規定による許可の申請に先立って、あらかじめ近隣関係者に対し、当該再生可能エネルギー発電事業に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する説明会の開催に当たっては、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

- 3 近隣関係者は、規則で定めるところにより、第1項に規定する説明会を開催した事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業について意見を申し出ることができる。
- 4 事業者は、前項に規定する意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣関係者と協議しなければならない。

(事業の許可申請)

第11条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準等)

第12条 市長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合において、再生可能エネルギー発電事業の計画が規則で定める基準に適合しており、景観、自然環境、生活環境等の保全上支障がないと認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。

- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、許可しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業であって、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

- (1) 太陽光 事業区域が10,000平方メートル未満、かつ、太陽電池モジュールの総面積が5,000平方メートル以下の再生可能エネルギー発電事業
- (2) 風力 事業区域が10,000平方メートル未満、かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下の再生可能エネルギー発電事業
- (3) 本市が行うゼロカーボン（温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすることをいう。）に関する施策の推進に資する再生可能エネルギー発電事業であつて、景観、自然環境、生活環境等に影響を及ぼさないものとして規則で定める基準に適合するもの

- 3 市長は、必要に応じて景観、自然環境、生活環境等の保全について次の各号に掲げる審議会等の意見を聴くことができる。

- (1) 沼津市景観条例（平成22年条例第17号）第22条に規定する沼津市景観審議会
- (2) 沼津市環境基本条例（令和2年条例第16号）第23条に規定する沼津市環境審議会
- (3) その他市長が必要と認める者

4 市長は、前条第1項の許可の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第13条 第11条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

3 第11条第2項及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し)

第14条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可（前条第1項の規定による変更の許可を含む。以下この条、第21条、第23条及び第25条において同じ。）を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第11条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第11条第1項の許可を受けた日（前条第1項の規定による変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可を受けた日）から起算して2年を経過する日までに当該許可に係る再生可能エネルギー発電事業に着手しなかったとき。

(3) 第11条第1項の許可を受け、再生可能エネルギー発電事業に着手した日後2年を超える期間引き続き当該事業を行っていないとき。

(4) 第24条の規定による命令に違反したとき。

(関係書類の閲覧)

第15条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る再生可能エネルギー発電事業を行っている間、近隣関係者の求めに応じ、市長に提出した書類の写しを閲覧させなければならない。

(着手等の届出)

第16条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電事業の着手、中止又は再開をするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第17条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに許可内容に適合していることを検査し、その結果を許可事業者へ通知するものとする。

(再生可能エネルギー発電事業の承継の届出)

第18条 許可事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(廃棄等費用の確保及び管理)

第19条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ、当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項の特定契約又は同法第2条の2第1項の市場取引等をしない再生可能エネルギー発電事業については、この限りでない。

2 前項の保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 許可事業者が設置しようとする再生可能エネルギー発電設備の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額

(2) 許可事業者が実施しようとする再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事費の総額の100分の5に相当する額又は当該再生可能エネルギー発電設備に係る廃棄等費用の見積額

3 前2項の規定は、既に再生可能エネルギー発電事業を実施している許可事業者が第11条第1項の許可に係る事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

(維持管理等に関する定期報告等)

第20条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備を適切に管理するとともに、稼働状況、保守点検及び維持管理の実施並びに保証金の預入状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 許可事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生した場合であって、事業区域周辺へ土砂流出等の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の廃止等)

第21条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を届け出るとともに、関係法令に基づき再生可能エネルギー

一発電設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした許可事業者に対し、第11条第1項の許可に係る撤去等計画に基づき再生可能エネルギー発電設備の用途廃止に係る適正な措置をとること及び事業区域の跡地利用に関する計画を定めこれを推進することを求めることができる。

(報告及び立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者、土地所有者等又はその他関係者（以下「関係者」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該再生可能エネルギー発電事業について調査させ（以下「立入調査」という。）、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第11条第1項の許可を受けず再生可能エネルギー発電事業を行った者又は同項の許可を受けるに際し、虚偽の申請をした者
 - (2) 第11条第1項の許可を受けた事業計画に従って事業を行っていない者
 - (3) 第20条第1項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第20条第2項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は必要な対策を講じなかった者
 - (5) 第21条第1項に規定する届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は再生可能エネルギー発電設備の適正な処分をしなかった者
 - (6) 前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項に規定する立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌

避け、若しくは同項に規定する質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(7) 前項に規定する指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(命令)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて必要な措置をとるよう命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、第14条の規定により第11条第1項の許可を取り消したとき又は前条の規定により命令したときは、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該許可の取消し又は当該命令の内容を国及び県へ情報提供するとともに公表することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、条例の施行の日以後に、再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

付 則（令和6年10月21日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第11条第1項の規定による事業の許可申請をするものについて適用し、同日前に改正前の沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第1項の規定による事業の届出（次項において「改正前の条例による届出」という。）をしたものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の条例による届出をしたもので、この条例の施行後において当該届出の内容を変更するときは、新条例の規定を適用する。ただし、新条例第19条の規定については、この限りでない。